

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合並びに特定標準負担額の特例について

(合計 本紙含め7枚)

vol. 55

平成12年3月28日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく
お願いいたします。

事 務 連 絡

平成12年3月28日

厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合
並びに特定標準負担額の特例について（情報提供）

平成12年1月26日全国介護保険担当課長会議資料309ページにおいて後日通知を発出する予定としていた標記の件について、別添のとおり、本日付け老人保健福祉局企画課長通知を発出することとしましたので、情報提供いたします。

なお、今後、告示を改正することを予定していることを申し添えます。

また、特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する取扱いについて、いくつかの都道府県から照会をいただいていた内容について、あわせてQ & Aを作成しましたので、ご査収いただければと思います。

照会先：厚生省老人保健福祉局

老人福祉計画課法令係 森田

TEL:03-3503-1711（内線3929）

03-3595-2888

FAX:03-3595-3670



老企第50号
平成12年3月28日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局企画課長

厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合
並びに特定標準負担額の特例について

介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第4項に規定する厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合並びに特定標準負担額については、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成12年3月厚生省告示第63号。以下「介護費告示」という。）及び介護保険法施行法第13条第4項第2号に規定する特定標準負担額（平成12年3月厚生省告示第64号。以下「食費告示」という。）においてお示ししているところであるが、この取扱いの特例について、下記のとおり定めたので、御了解の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 介護保険制度における旧措置入所者に係る自己負担額について、現行の費用徴収額を基本的に上回らないように設定するという趣旨にかんがみ、介護保険法（平成9年法律第123号）の施行の際現に介護保険法施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第28条第1項の規定による被措置者に係る費用徴収が、「老人保護措置費の国庫負担について」（昭和47年6月1日厚生省社第451号厚生事務次官通達）別表2に定める費用徴収基準の「対象収入による階層区分」において0円～400,000円に該当するものについては、特例的に以下のとおり扱うこととする。

なお、この取扱いにあたっては、市町村民税世帯非課税者（介護費告示の表の上欄の2の項に規定する市町村民税非課税者及び食費告示の表の上欄の4の項に規定する施行規則第171条の2第1項において準用する施行規則第79条の2第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）であるか否か、老齢福祉年金（介護費告示の表の上欄の3の項及び食費告示の表の上欄の4の項に規定する老齢福祉年金をいう。）の受給権を有する者であるか否かは問わない。

(1) 介護費告示の所得の区分

表の上欄の3の項に掲げる者とみなす。

(2) 食費告示の上欄（区分）

表の上欄の4の項に掲げる者とみなす。

- 2 介護費告示の所得の区分及び食費告示の上欄（区分）の認定において、市町村民税世帯非課税者であるか否かの認定は、毎年行う必要があるが、平成12年については、これを不要として差し支えない。

旧措置入所者関係 Q & A

1 措置から契約への移行について

問 1 旧措置入所者について、老人福祉法第 12 条に基づく措置の解除に係る説明は必要か。

答 旧措置入所者に対する改正前の老人福祉法に基づく入所の措置は、介護保険法の施行日において当然に効力を失い、法施行をもって法律上当然に入所に係る契約関係に移行することから、老人福祉法第 12 条にいう措置の解除には該当しない。したがって、同条に基づく説明も必要ない。

問 2 契約関係への移行について、判断能力が不十分な者を含め、旧措置入所者の契約はどうなるのか。

答 問 1 の回答にあるように、判断能力が不十分な者を含め、旧措置入所者については、改正前の老人福祉法に基づく入所の措置は、介護保険法の施行日において当然に効力を失い、法施行をもって法律上当然に入所に係る契約関係に移行することから、改めて契約を締結する必要はない。また、その際に契約書を取り交わすことも入所契約の条件ではない。

なお、施行日以降、契約書を取り交わす場合には、旧措置入所者本人が契約を締結するほか、判断能力が不十分な者の家族等が代理することも可能。

(成年後見制度を活用し、後見人、保佐人、補助人等を代理人として契約書を取り交わすことも考えられる。)

問 3 重要事項説明書について利用者の同意を得なければならないとされているが、旧措置入所者の扱いはどうするのか。

答 運営基準上、重要事項説明書については、新規の入所申込者又はその家族に対してこれを交付して説明を行い、かつ、サービスの提供開始について同意を得なければならないこととされているところであり、その同意は書面によることが望ましいが、旧措置入所者は新規の入所申込者ではなく、施設に継続して入所している者であることから、必ずしもこうした手続きを行うことが要請されるものではない。

なお、旧措置入所者に対しても、重要事項説明書の交付を行うなどにより、介護保険制度下でのサービスの内容や利用者負担について説明を行い、理解を求めることが望ましい。

2 利用者負担の特例（特定標準負担額及び介護費に係る利用者負担の特例）について

問1 利用者負担の特例の認定における市町村民税世帯非課税者の判断は、介護保険の保険料賦課や高額介護サービス費の認定と同じ扱いか。

答 同じ扱いである。

問2 旧措置入所者の課税確認は毎年行うのか。

答 特定標準負担額及び介護費に係る利用者負担の特例ともに、所得の区分の分類における市町村民税世帯非課税者か否かの判断は、新規の入所者と同様、毎年行う必要がある。

ただし、平成12年については、これを不要として差し支えない。
(平成12年3月28日老企第50号老人保健福祉局企画課長通知参照)

問3 特定標準負担額減額認定証の有効期間の設定はどうするのか。また、利用者負担額減額・免除認定証（旧措置入所者）については特定標準負担額減額認定証の有効期間と合わせる必要があるか。

答 特定標準負担額減額認定証の取扱いは基本的に標準負担額減額認定証の取扱いと同様（適用年月日は、申請のあった日の属する月の初日。有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度の5月31日まで（申請が4月から5月までの間に行われた場合はその年度の5月31日まで））であるが、施行時における特定標準負担額減額認定証については、「平成12年4月1日から平成13年5月31日まで」として差し支えない。

利用者負担減額・免除認定証については、特定標準負担額減額認定証と有効期間を合わせることにする。

問4 特定標準負担額の算定における「介護保険法の施行の際現に徴収されている費用の額」とはいつの時点の額か。

答 平成12年3月における旧措置入所者本人に係る費用徴収額をいうものであり、5年間継続してこの額を用いることにする。

（この費用徴収額が、特別な事情により、当該措置に係る者から通常徴収してきた額よりも著しく大きくなっていると市町村が判断する場合には、通常の徴収額をもって代えて算定して差し支えない。なお、費用徴収額の変更にあたっては、昭和63年5月27日社老第75号社会局老人福祉課長通知「老人保護措置費の国庫負担（費用徴収基準）の取扱い細則につい

て」第2の1の(2)アからエを参考にすること。)

なお、1日当たりの費用徴収額(費用徴収額(月額)を31で除して得た額(10円未満切り捨て))が300円未満になる者については、この費用徴収額をもって特定標準負担額とすること。

問5 介護費に係る利用者負担の特例の算定における「法施行の際現に当該措置に係る者から徴収している額」とはいつの時点の額か。また、「基準費用額」の算定は要介護認定結果ごとに個別に設定していくのか。

答 特定標準負担額の場合と同様、平成12年3月における旧措置入所者本人に係る費用徴収額をいうものであり、5年間継続してこの額を用いることとする。(問4参照)

「基準費用額」の算定は、要介護認定結果ごとに、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月厚生省告示第21号)別表第1指定施設サービス等介護給付費単位数表1の口の(1)の(一)(旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)に定める単位数に10円を乗じて得た額とし、地域区分や初期加算等の諸加算は含まないこととする。(これに31を乗じて得た額と費用徴収額を比較することになる。)

問6 旧措置入所者の費用の算定において、認定証の有効期間中に要介護状態が変わった場合、改めて費用負担の算定をやり直すことになるのか。

答 やり直す必要はない。(なお、認定証の更新時には、当然に、その時点での要介護度に基づいて費用を算定することになる。)

問7 利用者負担の特例の対象にならない旧措置入所者については、旧措置入所者であることを証明するものがないので、利用者負担額減額・免除認定証を代えて交付してもよいか。

答 利用者負担額減額・免除認定証を1割負担となる旧措置入所者に対して交付しても差し支えない。

問8 現行の費用徴収額が0~40万円の旧措置入所者は、「市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金の受給権を有するもの」に該当するとみなして差し支えないか。

答 差し支えない。(平成12年3月28日老企第50号老人保健福祉局企画課長通知参照)